

1. 安全の基本的な方針と安全目標

2006年10月の鉄道事業法の改正により、輸送の安全に特化した新たな安全管理体制を構築し5期目を迎えています。安全の基本的な方針と安全目標は、新たな安全管理体制構築時に策定したのですが、着実にPDCAサイクルを機能させて、継続した取り組みと新たな施策を展開し、安全最優先の意識や風通しのよい社風の醸成等をさらに進めています。

安全目標「有真事故ゼロ」は、1978年1月から継続して達成していますが、この目標達成のためには、小さなミスやトラブル・ヒヤリ・ハット等に対しても対策を施すなどの積み重ねが重要です。そのため、今年度もこの目標を掲げ、達成に向け取り組んでまいります。

1.1 安全の基本的な方針

1.1.1 安全スローガン

安全に対する意識を常に高め、従業員一人ひとりの意志を明確に表現できるように、安全スローガンを設けています。このスローガンは、2006年10月以降の運輸安全マネジメント開始以前から、全社一丸となって取り組んでいるもので、引き続き、今年度も取り組んでまいります。

「すべてはお客様のために すべては安全のために」

1.1.2 輸送の安全の確保に係る行動規範

輸送の安全を支える規程である安全管理規程の第3条には、安全に関する基本的な方針が定められています。この条項は、輸送の安全の確保に係る行動規範として、いつでもどこでも確認できるように、各職場に掲示するとともに社員各自が携帯しています。

安全輸送の確保

協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。

法令・規程の遵守

輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。）を遵守するとともに、運転の取扱いに関する規程をよく理解し、忠実、且つ、正確に守らなければならない。

運転状況の熟知・設備の安全

自己の作業に関係のある列車の運転状況を知っていなければならない。また、車両、線路、信号保安装置等を常に安全な状態に保持するよう努めなければならない。

確認励行・安全最優先

作業にあたり、必要な確認を励行し、臆測による取扱いをしてはならない。また、運転の取扱いに習熟するよう努め、その取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。

人命尊重

事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全、且つ、適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。

正確迅速な情報伝達

作業にあたり、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。また、鉄道運転事故等が発生したときは、速やかに関係先に報告しなければならない。

継続的な改善・変革

常に問題意識を持ち、安全管理規程及び安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。



『有責事故ゼロ』の継続

日頃から安全で安定した鉄道運行を目指し、事故の撲滅を図るよう様々な対策を講じて取り組んでいますが、災害や第三者行為事故、あるいはハードやシステムのトラブル等、ご利用のお客様にご迷惑をお掛けする場合もあり、さらなる対策強化を順次、進めています。

その結果、当社の過失によりお客様が死傷した鉄道運転事故（鉄道運転事故報告規則で定める）は、1978年1月20日に十三駅4号線ホームで発生した扉引きずり事故以降なく、長年に亘る様々な取り組みの効果であると考えております。

32年前のこの事故は、閉めた扉にお客様が挟まっているにもかかわらず、列車に対して出発合図を出したことから、お客様はホーム上を約5m引きずられ、転倒して軌道内に転落、その後、列車に轢かれ、お亡くなりになる痛ましい事故でした。この事故を決して風化させてはならないと考え、職場における教育だけでなく、教習所に設置した安全考学室にも事故パネルを掲示する等して、事故を知らない世代に対して再発防止を図るよう徹底しております。また、32年間守り続けているこの安全目標を今後も途絶えさせないため、今年度も『有責事故ゼロ』の継続を安全目標に掲げ、事故の防止に全力で取り組んでまいります。



現在の十三駅のラッシュ風景



安全考学室展示パネル

2010年度は安全目標の達成のため、引き続き「社会に信頼される安全・高品質なサービスの提供」を安全方針に掲げ、安全を上回る”安心”と”快適”な鉄道運行を目指し、それぞれ詳細なアクションプランを策定して実施してまいります。

「社会に信頼される安全・高品質なサービスの提供」 ～ 「安心・快適」阪急電鉄 ～

《1》安全意識の高揚・安全対策

- (1) 「安全の意識」を醸成するための取り組み
- (2) 覚せい剤・大麻等、薬物乱用防止及び飲酒における事故防止対策
- (3) 「事故の芽」の報告の徹底と分析、及びその対策
- (4) 情報伝達・共有化の取り組み
- (5) 事故再発防止に向けた取り組み
- (6) 輸送の安全に係る内部監査の更なる充実

《2》安全性向上対策

- (1) 運転保安向上検討会
- (2) 立体交差工事等の推進
- (3) A T S装置改良
- (4) 新形式車両の建造、並びに既存車両の改造工事
- (5) 運転状況記録装置の整備
- (6) その他

《3》本部内グループ会社と一体となった人材育成・技術伝承

- (1) 教育指導体制の見直し
- (2) マネジメントエリアミーティング



今津南線
高架化工事